

議案第76号

特別職の職員で非常勤のものものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

特別職の職員で非常勤のものものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和31年白岡町条例第5号）の一部を次のように改正する。

「

農業委員会	会長	基本給 月額 25,000 能率給 予算の 範囲内で市長 が定める額	1日 1,300
	会長代理者	基本給 月額 22,000 能率給 予算の 範囲内で市長 が定める額	
	委員	基本給 月額 20,000 能率給 予算の 範囲内で市長 が定める額	
	農地利用 最適化推 進委員	基本給 月額 20,000 能率給 予算の 範囲内で市長 が定める額	
教育委員会	教育長職務代理者	年額 154,500	1日 1,300
	委員	年額 132,300	

別表中

選挙管理委員会	委員長	年額 136,800	1日 1,300
	委員長職務代理者	年額 127,800	
	委員	年額 105,900	
地方自治法（昭和22年法律第67号）第189条第3項の規定により補充された選挙管理委員		日額 6,100	1日 1,300
監査委員	知識経験	月額 46,000	1日 1,300
	議会選出	月額 31,600	
公平委員会	委員長	日額 7,000	1日 1,300
	委員	日額 6,100	
固定資産評価審査委員会	委員長	日額 7,000	1日 1,300
	委員	日額 6,100	

教育委員会	教育長職務代理者	月額 33,000	1日 1,300
	委員	月額 31,000	
選挙管理委	委員長	月額 28,000	1日 1,300

員会		0 0	0
	委員長職務代理者	月額 25,000	
	委員	月額 24,000	
地方自治法（昭和22年法律第67号）第189条第3項の規定により補充された選挙管理委員		日額 6,100	1日 1,300
公平委員会	委員長	日額 8,000	1日 1,300
	委員	日額 7,000	
監査委員	知識経験	月額 51,000	1日 1,300
	議会選出	月額 35,000	
農業委員会	会長	基本給 月額 34,000 能率給 予算の 範囲内で市長 が定める額	1日 1,300
	会長代理者	基本給 月額 29,000 能率給 予算の 範囲内で市長 が定める額	0
	委員	基本給 月額 28,000	

を

に改め

		能率給 予算の 範囲内で市長 が定める額	
	農地利用 最適化推 進委員	基本給 月額 28,000 能率給 予算の 範囲内で市長 が定める額	
固定資産評 価審査委員 会	委員長	日額 8,000 0	1日 1,300 0
	委員	日額 7,000 0	

る。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

令和5年11月30日提出

白岡市長 藤井 栄一郎

提 案 理 由

行政委員会委員の報酬について、県内における近隣同規模市との均衡並びに当該委員の職務及び職責との相応を図るため、本条例改正の必要を認め、この案を提出するものである。